



本誓寺本堂再建之契



本誓寺再建の棗目次

類焼前の本誓寺全景	口	繪
蓮冠の尊像奇瑞の圖	口	繪
建築設計圖	三	葉
地形千本搗の圖	一	葉
再建趣意書	一	頁
寄附金募集許可願	七	頁
寄附金募集規定	九	頁
再建役員	十一	頁
再建取支豫算	十三	頁

指令巖保第四五二五號

岩手縣岩手郡米內村

本誓寺

大正十年五月十八日付願寄附金募集ノ件左記ノ通許可ス

大正十年六月廿二日

巖手縣知事柿沼竹雄

岩手縣知事之印

記

一、募集金額

金參萬圓

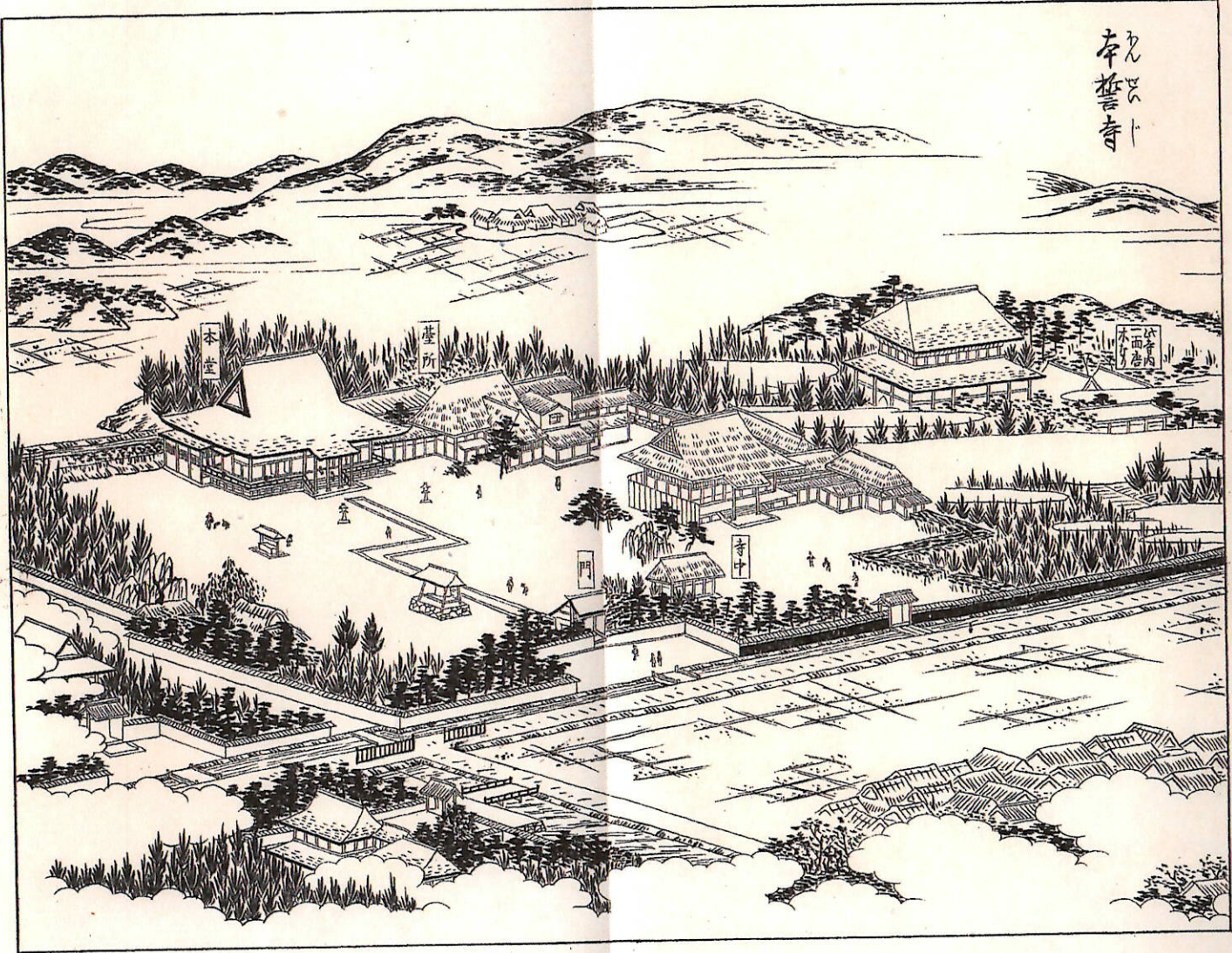
一、募集期間

自大正十年六月二十二日
至大正十三年六月二十一日

一、募集區域

岩手縣一圓

元只十
本誓寺

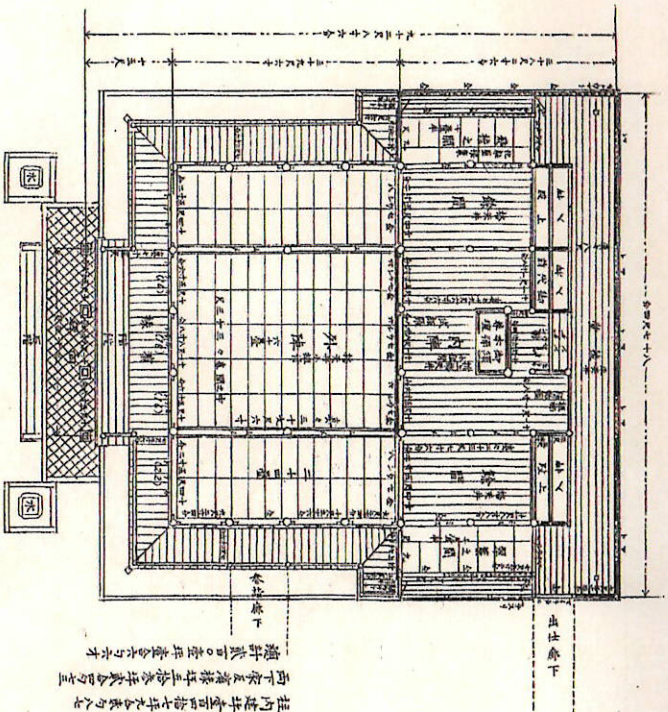


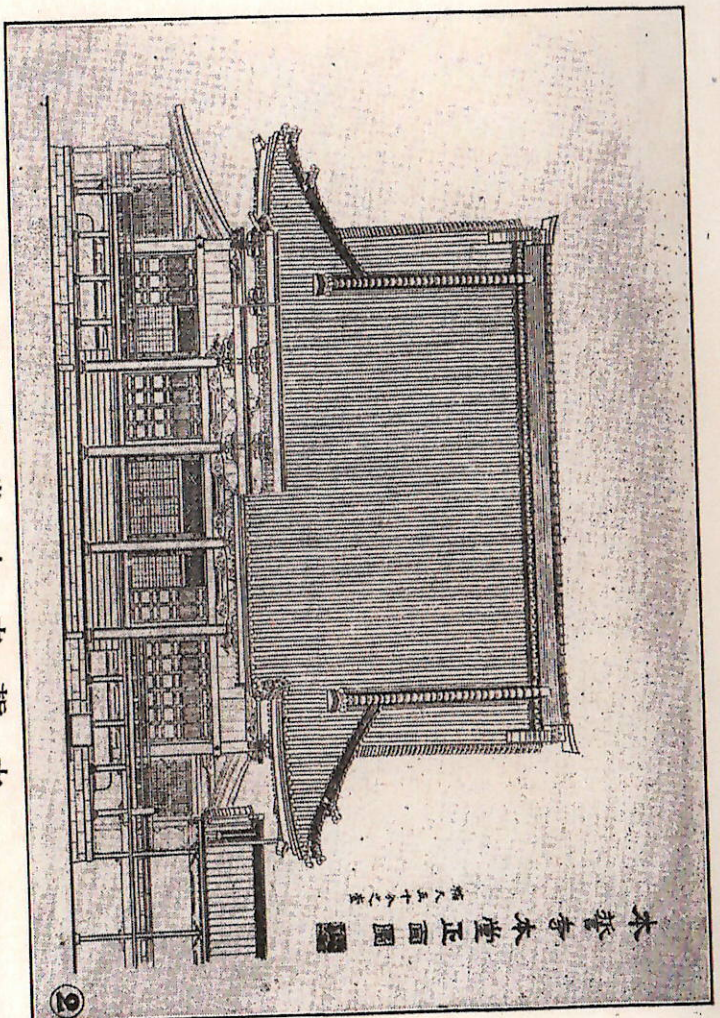
冠達の
尊像



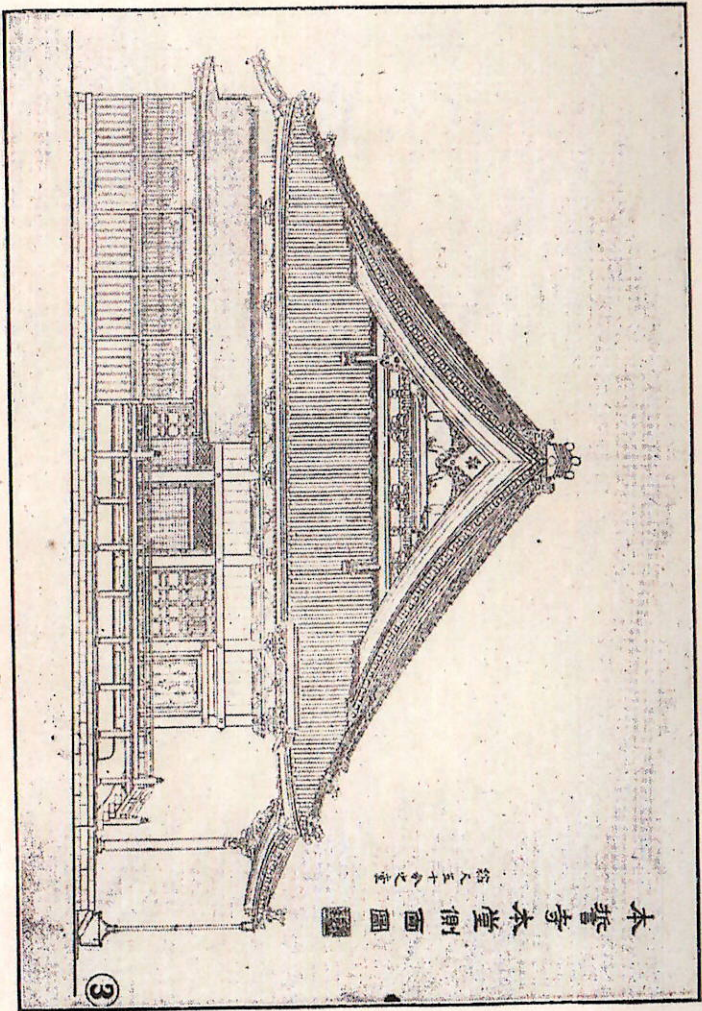
巖手縣盛岡

本誓寺本堂平面圖

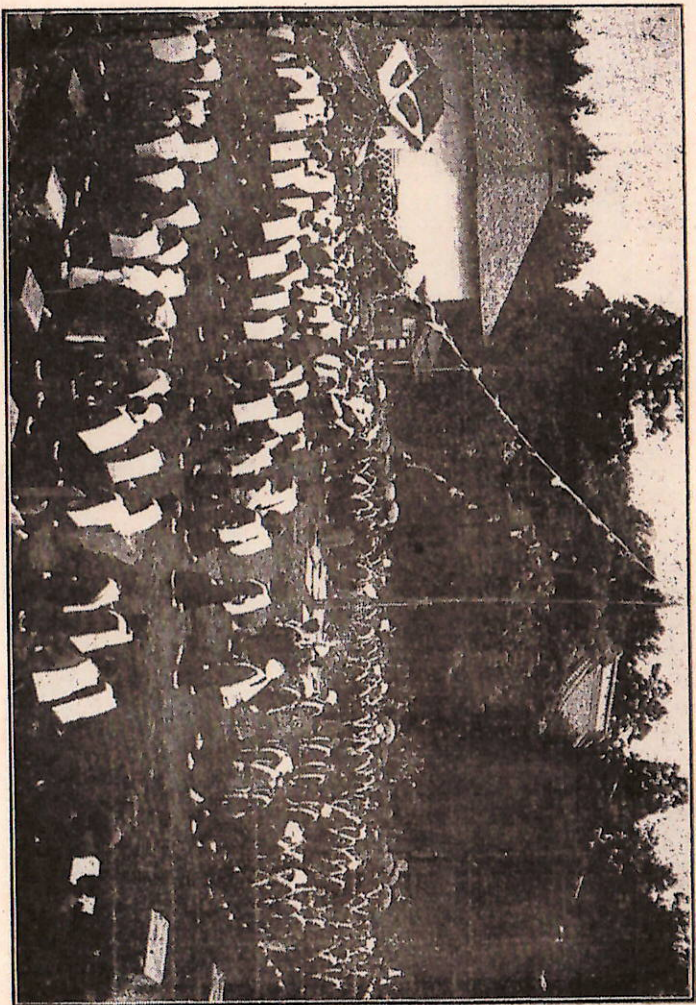




本誓寺本堂正面圖



本誓寺本堂側面圖



本誓寺本堂重建地業千本塙圖

再建趣意書

石森山本誓寺は本京都東六條大谷派本願寺に屬し東北有數の名刹として世に隠れなく遠近より來り禮拜するもの引も切らず其の唯一の寶物たる見眞大師御自作の像は之れを黒佛様と稱して門徒の深く尊崇歸依し奉る所なり然るに去る明治三十年四月二日近火の深き類焼に遇ひ爾來二十有餘年未だ再建に至らざるは宗祖及開基に對し奉り恐懼に堪へざるのみか弘法上の不便亦言ふべからざるものあり依て茲に廣く大方の御同情御賛成を仰ぎ淨財の御喜捨を得て再建の宿願を成就せんごす抑も當寺の舊記は數回祝融の妬みに遇ひて之を失ひ詳細を知るに由なきも其所謂黒佛様のみ依然今日に儼存し給へるは誠に靈瑞不可思議ごころ申すべけれ殊に文永年中本堂焼失の際に於ける靈異の如きは世に比類少き所にぞある其の火災も頓て類焼に係れるが其炎焼中此の御肖像忽焉亡せて其の所

在知れずなりければ道俗共に且つは驚き且つは悲みて百万尋ねま
 ゐらすれども遂に見ゆ給はず然るに夜なく境内の蓮池より赫々
 たる光明を發し傍り眩きまでに耀きしに諸人誠に奇異の思ひに
 打過ぎけり斯くて三七日の後に至り嗚乎不思議なるかな件の蓮池
 より例の如く光明燦爛とし發顯するよ見ける間に一葉を冠らせ
 給へる御像の池中より出現し給ひたれば之れを拜し奉れる道俗宛
 ながら大師の御在世に逢ひ奉る思ひをなして狂喜踊躍措く所を知
 らざりき斯くて御頭の一葉を取り除け奉るに其の葉痕尙歷々とし
 て御像に印しあるにぞ是れより誰申し上くるご云ふごもなく蓮
 冠の御眞影ご稱し奉り厚く給仕申上ることゝなりぬさて玆に聊か
 此の御像の由來ご共に當寺創建の由緒を述へて大方の清聽に入れ
 奉るべし恭く惟みるに見眞大師の眞宗を開き給ふや其の門に入り
 て弟子ごなれる人甚た多く其數何百ご云ふを知らざれども其が中
 にて尤も名の顯れたる御弟子は廿四輩ご稱して廿四師ありき而し

て當本誓寺の開基は實に其の第十師に在はします所の是信御房な
 り御房の御諱は信明ご申され吉田氏を稱せらる即ち本姓藤原氏な
 り御房は養和元年京都に於て生れ給ひ父正信の後を承けて大納言
 に任せられたり然るに奸者の讒言に遇ひ越前の國に配流せられ具
 さに艱難を嘗めさせられしか歲月を経るまゝに其の無實の罪なる
 ご明かになりて終に勅免ありたり然るに御房は己に再び官途に
 在るごを欲し給はずして大に遁世の志あらせられき不思議なる
 かな此の時御房偶々靈夢に感じ給ひしかば彌が上に求道の御志は
 鞏固ごなり給へり此の時に當り見眞大師は越後の國府に在はしま
 して專修念佛の法を弘められ其の教化の普きを聞かれたる御房は
 一刻も仇に過されざご直に旅装を整へ越後に赴き大師に謁し奉り
 て師弟の芳契を結ばせらる斯くて大師は御房に是信の名を命し給
 ひぬ是れより御房は常に大師の傍に侍して奉仕し敢て懈ることあ
 らせられざ其の後大師常陸の國稻田に在はせられしが或る日御房

に向ひて仰せらるゝやう我れ一度は出羽奥州を巡りて斯の道を弘め布かまく思ひへれど未だ其の機を得ず御身我れに代りて彼の地に赴き邊鄙の民艸を化益すべしと去れど御房は大師の傍を離れ去るに忍びぞして只管別れ奉るを悲み暗涙止むべくもあらざりき大師また其の厚き誠悃に感じ給ひ再び仰せらるゝやう御身一人彼の地に赴くにあらず我れも御身と共に行くへしとて御躬親ら御肖像を彫刻し給ひ且つ筆を執りて佛像を畫き之れに佛名を書き添へられ名体不離の本尊として之を御房に授け給ひ以て別れを惜むの情を慰めらる乃ち御房せき來る涙を揮ひて恭しく別れを告げ奉り斯くて此の御本尊と御肖像とを奉し幾重の山河を跋涉して遙々陸奥に入らせられ和賀郡一ツ柏と云ふに至り暫時此に落着き給へり是れ實に建保三年なりき大師は時に四十三歳にして御房の齡は三十五に在はせ給ひき其の後斯波郡石ヶ森に移り松田を云へる所に一字を建立して石森山重願院本誓寺と號し給ひて弘法の宿りとはせ

られけり是より一意専心教化倦ませられず斯の奥州に在はすこと五十二年大に衆生を利益し眞宗を東陲に普及せられたり後京都に到り大師に謁し奥民歸法の狀を告げ參らせけるに大師の喜び給ふこと一ト方ならず光明本一幅を作らせ給ひて之を御房に賞賜せらる斯くて御嶽明神が御房に弟子たるの約を爲せるなどの奇跡靈應數多かれど之は畧しつへし我が東北殊に我が奥東に眞宗の信仰を開拓せるは實に御房の力にして御房ころは誠によく大師の寄託を全うし給へるものと謂ひつべけれ而して文永三年丙寅十月十四日御頭を北に御面を西に御右脇を下に臥させ給ひ稱名の聲諸共に大往生の素懷をぞ遂げさせ給ひける時に御年八十六歳にて在はしき其遺骨は石ヶ森山上に納め御墳墓は今尙儼然として存じ子孫連綿遺業を相續して今二十七世に至る而して未だ嘗て其家聲を墜さざるもの偏に御房の遺徳の致す所と謂ひつらめ顧みれば第十六世賢勝の時に至り世態大に變遷して石ヶ森の地位の弘法に便なら

さるやうなりしかは天正十八年庚寅の春南部候地を岩手郡盛岡三ツ割に賜はりしを以て寛永十二年遂に精舎を今の所に移し而して彦部石ケ森に別に正養寺と云ふを建て弟慶正をして開基の御墳墓を護らしむることなし其後安政二年七月廿九日藩主深く歸依せられ祿百石加増歴代靈廟と同じき待遇を賜はり且つ領内二十八ヶ寺の觸頭として高き寺格を有し以て王政維新に至る以上大師御自作の御肖像即ち世俗の所謂黒佛様の御由緒と當寺創建の來歴の梗概なり扱這般當寺新築計畫に就きては其設計を本願寺大師堂棟梁の子息伊藤平左工門氏に依頼し本堂の建築様式は其の型を京都東山大谷別院に採り其の大き約二百一坪と爲せり建築費は全部金拾五萬圓を要するも之を拾貳萬圓に節約し内金九萬圓は門徒に於て之を醸出し而して殘金參萬圓を廣く岩手縣下有志の喜捨に仰かんとす依て今回岩手縣知事より當寺再建寄附金募集の許可を得たるを以て別記寄附募集規定に基き普く縣内有縁の淨財喜捨を乞ひ

速に舊規に復し以て宗祖の思德に報謝し化導の利便に資益し併て地方觀光客に満足を與ふる所あらんとす伏して冀くは微衷諒察を賜はり此の擧を遂成せしめられんこと敬みて白す

本堂再建ニ付寄附募集許可願

巖手縣岩手郡米内村大字三ツ割第十四地割百五十四番

眞宗 大谷 派

本 誓 寺

右者明治三十年四月類焼以來二十有餘年間外ハ門信徒教導ノ道場ヲ失ヒ内ハ佛事宗門ノ儀式莊嚴ヲ欠キ門信徒ノ教化上頗ル支障ヲ

極メ其儘ニ致シ置キ難キ爲今般檀徒等奮起協議ノ結果別記圖面之
通り再建致度設計仕候處工費多額ニ登リ檀徒ノ釀出金ノミニ依リ
難ク候間該建築費ノ内參萬圓ヲ岩手縣内ノ信徒及有志者ヨリ募集
致度候條御許可被下度本宗管長添書相添へ法類總代檀家總代連署
ヲ以テ此段奉願候也

大正十年三月

右寺住職 吉 田 是 照 印

巖手縣盛岡市花屋町

光 照 寺 住 職

法類總代 干 原 圓 空 印

同縣同市東中野第二十三地割字新穀町

檀家總代 池 野 藤 兵 衛 印

同縣同市同四十二番地

同 外 川 又 藏 印

同縣同市志家第六地割字紺屋町

同 村 田 元 十 郎 印

巖手縣知事 柿沼竹雄殿

本誓寺建築費募集規定

一、募集目的

本堂建築費ニ充用ス

二、募集ノ方法

遠近ニ應シ住職又ハ募集従事者出張シ各戸ニ就キ隨意有志ノ
寄附ヲ受クルモノトス

募集従事者別記之通り

募集費ハ篤信者ヲシテ従事セシムルヲ以テ別ニ支辨ヲ要セス

三、募集金額

建築費拾貳萬六百七拾八圓參錢ノ内檀徒醸出金九萬六百七拾八圓參錢ヲ除キ不足金參萬圓ハ有志者ノ寄附ヲ以テ之ヲ補フ

四、募集區域

巖手縣内壹圓

五、募集ノ期間

許可ノ日ヨリ向フ三ヶ年

六、募集金ノ保管方法

住職及檀家總代連署ノ上盛岡市吳服町岩手銀行ニ預ケ置クモ
ノトス

役員

本誓寺再建委員

玉池	平池	村池	村池	村外	小池	野野	藤兵衛
置野	野野	井野	田井	川	野	幸三郎	
萬次郎	直次郎	金權八	昌治八	三彌兵衛	元十郎	又藏	

寄附金募集從事者

平野寅次郎	永野久吉	外川幸之助	小笠原三吉	平野八兵衛	山吉喜一郎	玉置萬次郎	池野直次郎	村井昌八	清水七左衛門	山添萬次郎	平野喜四郎	小笠原三吉
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	-------

再建収支豫算

収入之部

一、金拾貳萬六百七拾八圓參錢

內 譯

一金九萬六百七拾八圓參錢

一金 參萬圓

支出之部

一、拾貳萬六百七拾八圓參錢

內 譯

一金壹萬壹千六百五拾壹圓四拾貳錢

収入總金 高

檀徒 醜出金
有志寄附ニ由ル見込金

基礎工事之部

一金四萬六千貳百七拾六圓拾參錢
 一金貳萬四千五百〇參圓五拾錢
 一金壹萬貳千百參拾圓參拾六錢
 一金壹萬六千五百七拾參圓四拾九錢
 一金九千五百四拾圓拾參錢

以上

十四
 木 材 之 部
 工 料 之 部
 金 物 之 部
 屋 根 之 部
 造 作 之 部

大正十年八月印刷

盛岡市十三日町
 印刷者 神山小六
 盛岡市十三日町
 印刷所 神山印刷所